

# 基調講演

## これからの 児童虐待防止を考える

### 講師 プロフィール

**松原 康雄**（まつばら やすお）氏

明治学院大学社会学部 教授

昭和26年東京生まれ。昭和50年日本社会事業大学卒業。昭和55年明治学院大学大学院博士課程（社会福祉）修了。昭和54年同大学社会福祉学科助手。平成5年4月より現職。主な著作に「児童虐待 その援助と法制度」（共著・エディケーション社）、「児童福祉論」（共著・ミネルヴァ書房）などがある。

現在、社会保障審議会児童部会委員、新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会委員長など。



## これからの児童虐待防止を考える

明治学院大学 松原康雄

### 1 発生の予防

- ☆ 妊娠期からの切れ目のない支援  
横の連携に加えて、縦（年齢軸）の連携の必要性
  
- ☆ 支援を「監視」にしないために  
養育者の主体的参加  
子どもの参加
  
- ☆ 子育て支援の充実・拡充  
メニュー不足  
使い勝手  
例：ワンストップ・サービス  
利用者支援事業の可能性  
生活圏域における子育て支援  
養育支援

別紙 1

- ☆ 排除から包摂へ

### 2 早期発見対応

- ☆ 通告件数増加のとりえ方  
発見を支援・対応につなげる

別紙 2

- ☆ 要保護児童対策地域協議会の活用  
担当職員の確保と継続性  
「動きのない」家族のとらえ方  
実務者会議での進行管理  
児童相談所との役割分担確認  
個別援助会議の持ち方

別紙 3

3 児童虐待対応

- ☆ 児童相談所の体制強化  
職員配置と「持ちケース数」  
専門資格の考え方 ← 児童相談所機能の検討が前提  
一時保護所のあり方  
児童相談所に対する支援 弁護士、警察官、小児精神科医師等
  
- ☆ 市町村における対応の強化  
虐待対応で親子分離（施設入所）は約 1 割。多くは地域で子育てを継続している。  
都道府県単位の支援だけでは対応は不可能  
ケースマネジメントに関する児童相談所との連携
  
- ☆ 民間機関の育成と連携強化  
例：社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部  
民間機関が複数の有給職員を継続的に雇用できるだけの財源が必要であり、地域間格差を解消する手だても必要。  
これらの民間機関には当事者あるいは「元」当事者も含まれるべき。
  
- ☆ 施設の小規模化、里親委託の促進  
地域のなかの施設・里親（別紙 1）  
小規模施設のバックアップ  
社会的養護の担い手としての里親  
養育里親規定：児童福祉法 第 46 条の 2 「応諾義務」の範囲と里親

☆ 家族再統合

親子分離の要因に関する変化の判断基準

通所、宿泊等施設機能の新たな展開

子育て支援と養育支援（別紙1）

☆ リービングケアからアフターケア、成人期の社会的支援への接続

措置延長の活用

児童福祉法対象年齢の検討

子どものシェルターの整備・拡充

居場所作り

☆ こどもの「声」を受け止めるシステム

社会的養護の枠組みで生活した経験のある子どもだけではなく、子ども全ての「声」

を受け止める活動への支援

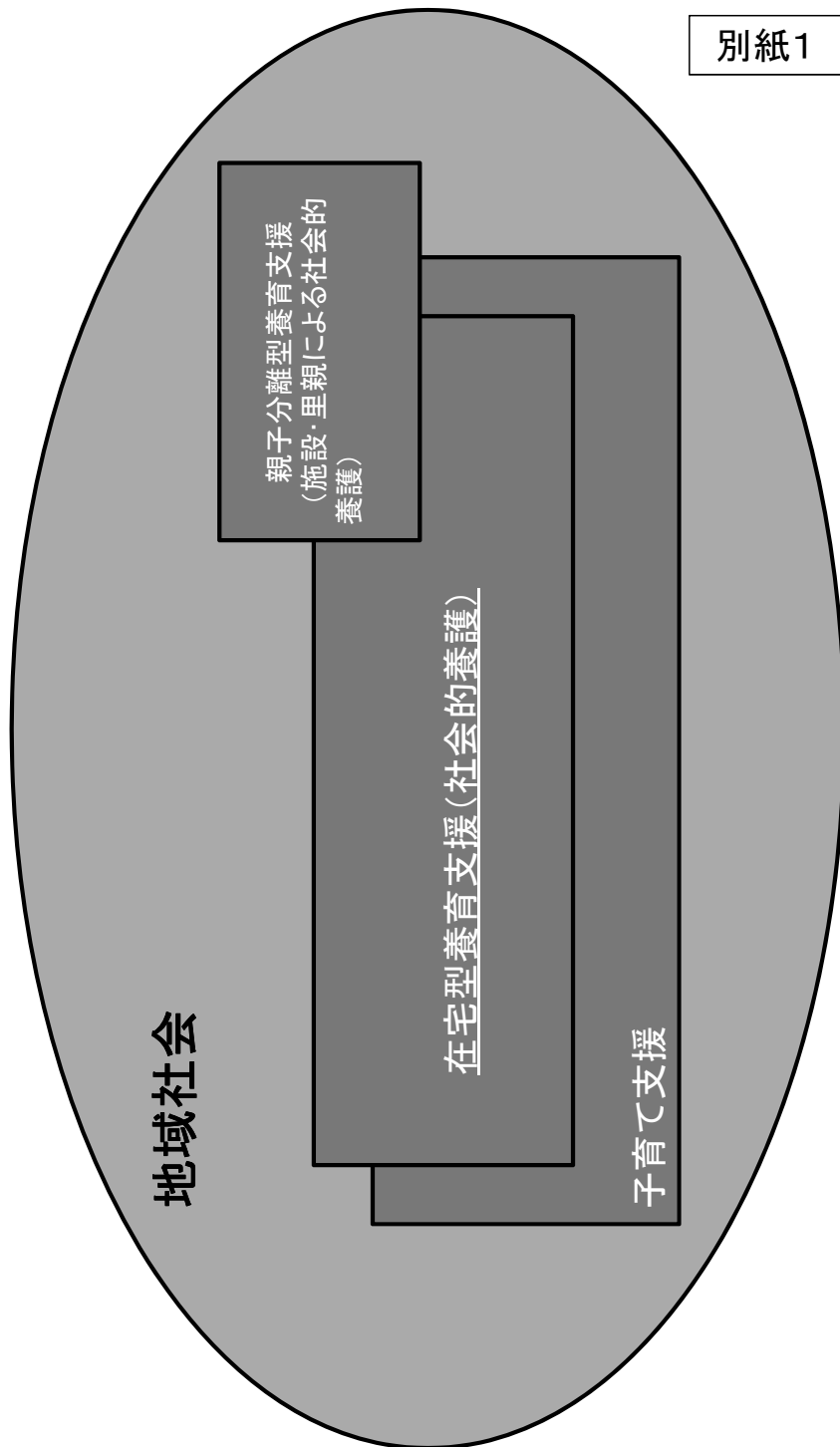
4 おわりに

児童養育に関する理念の再確認

子どもの権利条約前文の再確認 別紙4

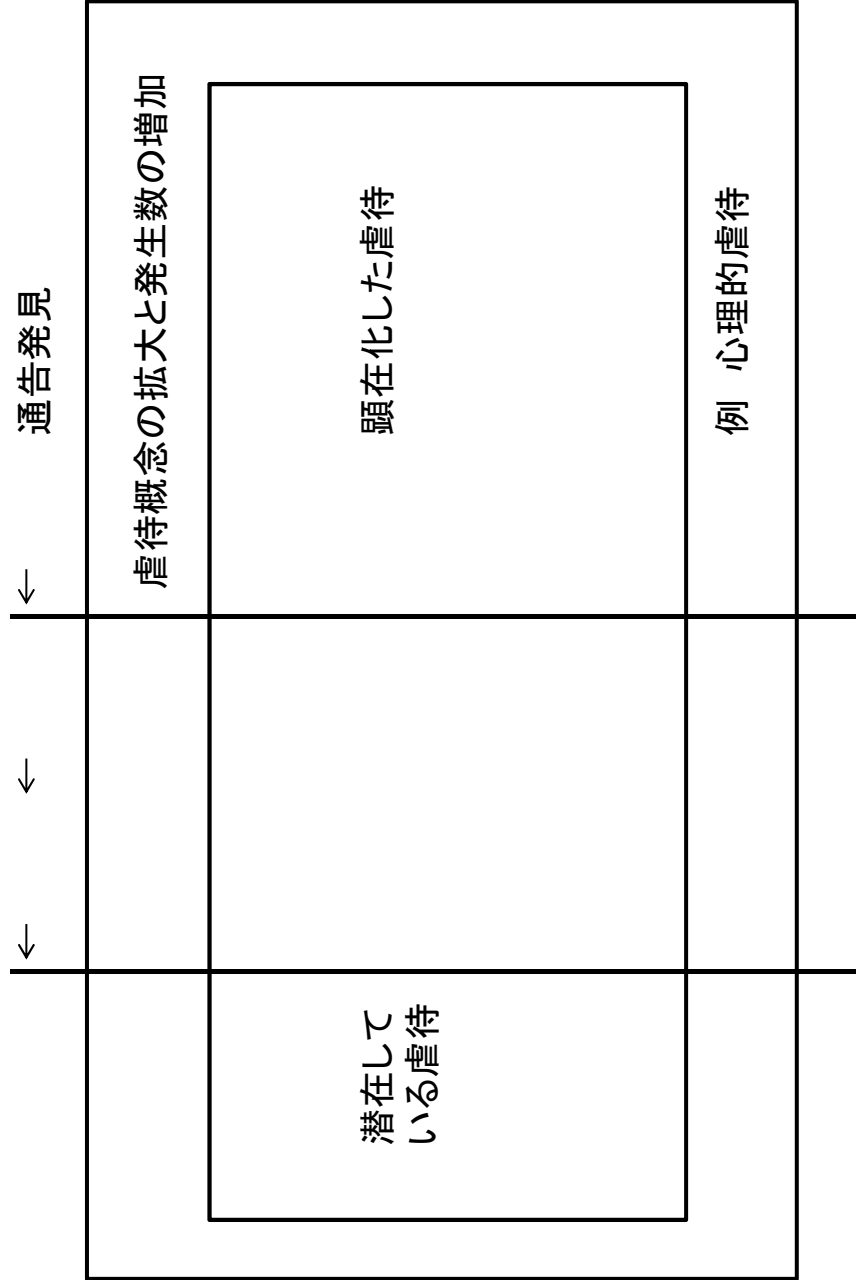
国、地方自治体の責務を国、都道府県、市町村あるいは市、町村にブレイクダウンする  
意義

# 子育て支援・子ども虐待対応・支援と地域社会



別紙1

# 虐待相談件数の増加要因



# 関係機関施設連携課題表

関係機関施設	支援内容	実施予定日	実施結果	備考
児童相談所	家庭訪問	11月15日	不在	事前に了解はとってあったが不在
市子ども家庭支援課	生活保護の紹介	11月16日	不在	事前に了解はとってあったが不在
主任児童委員	日々の見守り	適宜	コンビニで親子を目撃	口げんかしていた
保育所	日々の見守り	登園日	傷あざ等はない	登園はほぼ順調

次回 会議実施予定日

別紙3

## 別紙4

## 児童の権利に関する条約前文と条文（抜粋）

## 前文

「家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきである。児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきである。」

## 第18条

「1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。」

## 第19条

「1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。」

## 第20条

「1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。」